

文化審議会第16期文化政策部会（第3回）

平成31年1月30日

【山田企画調整官】 開会に先立ちまして、配布資料の確認をいたします。議事次第に資料番号を振っておりますが、資料1-1、2019年度文化庁予算（案）の概要、資料1-2、基本計画のフォローアップスケジュールイメージです。

そして、資料2、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画、資料3、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律に係る基本計画骨子、資料4、日本博について、資料5、文化部活動ガイドライン、資料6が人口減少時代の社会教育の振興方策についての答申になってございます。

それから、本日御出席の委員の皆様方から追加で資料の配布を頂いておりますので、後ほど一言ずつコメントを頂くときにも触れていただければと思っております。

それから、追加で文化庁の方から、「文化行政150年の概括」という冊子についても一番下に置かせていただいているかと思えます。企画調整課長の方から資料配布の趣旨について簡単に御説明申し上げます。

【榎本企画調整課長】 文化庁企画調整課長でございます。

今御紹介いたしました「文化行政150年の概括」、これは本日の審議内容といいますよりも、昨今、文化行政を新しいフェーズに向けて議論していく中で、各先生方の御知見をおかりしておりますが、これも従来の文化政策よりかなり新しい局面に行くということを、昔のことを振り返りながら再整理しているところでございます。

中身は個別に申し上げますが、去年の9月末に文化庁50周年式典というのを用意していたのですが、急遽（きゅうきょ）、台風で中止になってしまいましたが、その際に作っていた冊子がございました。

明治4年に文部省ができた際には、文部省に博物館ができ、翌明治5年には第1回の博覧会を湯島で開催し、これが今の東博の起源でございます。そうしたことから、文化財に関する制度ができたり、戦前ですと、文展ができて、芸術関係もだんだん始まっていった、そういった戦前の取組が大きくあった中で、戦後を迎え、文部省に文化課と芸術課を、昭和20年10月には設置いたしまして、翌年には芸術祭を開催。昭和25年には、文化財保護法の制定ということで、終戦直後も相当新しい展開がございました。

その後、昭和43年になって文化庁ができるということで、文化行政を総合的に俯瞰（ふかん）する省庁が文部省の中にできたわけでございます。この際にも、それまでばらばらだった文化財保護委員会と文部省文化局を合わせるということで、融合した施策にしていこうとしたところでしたが、その後、文化庁の施策も様々なことが個別にあったところでございます。その取捨選択も大変なのですが、そういった個別のことと別にいたしまして、この資料でいきますと、17、18ページのところで平成29年から昨年までのことを書いていますが、ここにおきまして、これまで御紹介しております、基本法の制定ですとか、文部科学省設置法の改正、文化庁の組織の全面的な見直し、そして、この後話題にいたしますが、日本博ということで、文化庁行政、この50年で見た中でも、個別の施策の充実とい

うこととは少し異にした観点、新しい観点で行政を作っていこうというフェーズでございます。

このように昔を振り返りながら今に至っているというのを行政の中ではやっているところでございます。従来と違う進展に向かって進んでいくという観点から本日の資料を用意しておりますので、是非積極的な御指摘等を頂ければと思っております。

以上です。

【山田企画調整官】 本日はほかの会議日程と重なってしまいタブレットがおさえられず、この何回か、タブレットで御説明していたところを、紙での資料配布としております。もし資料に漏れなどございましたら、お近くの事務局まで御指摘を頂ければと思います。よろしいでしょうか。

また、今回も本会場と、京都に先行的に移転をしております地域文化創生本部の事務局をテレビ会議で接続しての開催となっております。何かと御不便をお掛けいたしますが、3年後、2021年度中の文化庁の本格移転ということになってございますので、それを見据えた試行の一つということで、御容赦を頂ければ幸いに存じます。

本日、文化庁側の出席者につきましては、10月の組織再編でほぼ総入れ替えとなっておりますので、お手元の座席表の配布をもちまして、御紹介したいと思っております。

以上でございます。

それでは、河島部会長、よろしくお願いいたします。

【河島部会長】 それでは、ただいまより第16期文化政策部会第3回を開催いたします。本日も皆様、お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、秋元委員、川村委員、小林委員、中村委員、林委員、吉村委員が御欠席とのこととです。

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。本日の議題は、大きく二つございます。まず、第1点目ですが、2019年度予算案及び文化芸術推進基本計画（第1期）のフォローアップに向けて、そして、第2点目は、最近の文化行政の動向ということで、五つの事項についてです。

特に第1点目のフォローアップにつきましては、文化政策の今後のPDCAサイクル確立に向けたキックオフということになりますので、後ほど、御出席の委員の皆様お一人ずつ必ずコメントを頂戴できればと思っております。順番は適宜手を挙げていただき、御自由に発言いただきますが、事務局からの説明の間に、どういうことを言おうかなと考えていただければと思います。

それでは、議題1の2019年度予算案及び文化芸術推進基本計画（第1期）のフォローアップに向けて、事務局より御説明をお願いいたします。

【山田企画調整官】 それでは、前回9月7日の政策部会で2019年の概算要求を御説明したところでございますが、この年末で政府案として予算案が固まりましたので、その概要について、資料1-1を御参照いただき、説明をいたします。その後、前回の政策部会では、予算と今まで審議してきた基本計画との関係ということでの御指摘を頂いておりますので、そこにつきましても御説明を申し上げられればと思っております。

まず、資料1-1でございます。文化庁におきましては、先ほど企画調整課長からも申し上げましたとおり、特に平成28年度に入ってからということになるかと思っております。こち

らの政策部会で御熱心に御議論いただきました、文化庁の機能強化に関する政策の緊急答申から始まり、29年6月には基本法の制定、30年に入ってから基本法を受けた、今回のメインの議題でございます文化芸術推進基本計画の策定、そして、30年6月には、文化庁機能強化に係る文科省設置法改正と、それに引き続いてのこの10月の文化庁の組織再編がございました。こういった目まぐるしい大改革を行ってきたところでございまして、この度の2019年度の予算案につきましても、新文化庁の名に恥じぬよう、従来より行ってきました取組の充実はもちろんのこと、特に文化資源に付加価値を付けて、より魅力あるものに磨き上げていく。それで好循環を創出していこうといった新たな取組もスタートしていくこととしておりまして、これに、一番上の米印に書いてございますような、国際観光旅客税100億円の充当が認められております。対前年比で申し上げますと、約8%増の、総額で1,167億円を措置いただいているところでございます。

概略を御説明いたします。まず、1ページ目中頃、1本目の柱、1.文化資源の“磨き上げ”による好循環の創出でございますが、(1)魅力ある文化資源コンテンツの創出・展開ということで、①、日本博の34.7億円がでございます。こちら、後ほど議題2のところ個別に御説明をする予定としております。

続きまして、②、文化財に新たな付加価値を創出して、より魅力的なものとするための取組、Living Historyと名付けておりますが、これを支援するというところで、こちら34.7億円を措置しているところでございます。

続きまして、(2)文化資源を活用した観光インバウンドのための拠点形成と国際的発信としまして92.5億円。内訳といたしましては、訪日外国人観光客をターゲットとした①、日本が誇る先端技術を活用した日本文化の魅力発信ということで20.6億円、2019年も引き続き実施をいたします②、文化財の多言語解説整備事業に10億円が措置されております。続きまして、2ページ目に行きますが、世界の市場に比べて小規模とされております我が国のアート市場の活性化、国際発信強化に向けたというところで③、産業と文化の連携による市場創出に2.2億円が措置されているところでございます。

2本目の柱が、枠囲み2.文化芸術立国に向けた文化芸術の創造・発展と人材育成でございます。(1)文化芸術創造活動への効果的な支援として、主に3点でございます。舞台芸術創造活動活性化事業、②、日本映画の創造・振興プラン、そして③、メディア芸術の創造・発信プランなどを推進することとしておりまして、全体でこちらが60.9億円としてございます。

また、(2)新たな時代に対応した文化芸術人材の育成及び子供たちの文化芸術体験の推進につきましても、①、新進芸術家等の人材育成、②、文化芸術による創造性豊かな子供の育成ということで、81.7億円の予算を措置しているところでございます。

続きまして、3ページ目、御覧ください。冒頭、(3)の部分につきましても、再掲の部分になります。

三つ目の柱、3.文化財の確実な継承に向けた保存・活用の推進の(1)文化財の適切な修理等による継承・活用等は、主に三つの事業から成ってございまして、そのうち①、建造物の保存修理等は、国宝・重要文化財を次世代に継承するための修理、それから、防災施設等の整備や耐震対策等に対する補助ということで125.7億円、②、美術工芸品の保存修理等には11.5億円、③、史跡等の保存整備・活用等につきまして、所有者、管理団体等に

対する補助，それから，地方公共団体の史跡等の公有化事業に対する補助ということに對しまして，全体で215.7億円を措置いただいております。

続きまして，(2)文化財の公開活用，伝承者養成，鑑賞機会の充実等には128.6億円。内訳といたしましては，①，無形文化財の伝承・公開等に14.0億円，保護法改正を踏まえた②，地域文化財の総合的な活用ということに對しまして24.8億円，そして，2020年4月に開館が予定されております③，国立アイヌ民族博物館の整備等に30.2億円を措置いただいております。

最後，4ページ目を御覧ください。(3)文化財防衛のための基盤の整備につきましては，再掲の部分になります。

最後の柱，4.文化発信を支える基盤の整備・充実では，(1)国立文化施設の機能強化，(2)その整備といたしまして，展覧・公演事業，収蔵品や環境の充実等を含め，国立文化施設のナショナルセンターとしての機能強化を図るための予算を措置いただいております。

そして，(3)生活者としての外国人に対する日本語の充実等というところでは，新たな在留資格の創設等を踏まえた日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりの推進というところで，8.0億円を措置いただいております。

以上が，簡単ではございますが，2019年度文化庁予算(案)の説明となります。

これと関連いたしまして，引き続き，次年度以降行っていく基本計画のフォローアップの方法について，後ほど皆様方からコメントを頂きたいと思っております前の御説明ということで御説明申し上げることができればと思っております。

お手元にお配りしております資料1-2，こちらの文化芸術推進基本計画につきましては，第1期がまさに一昨年，平成29年の夏から御議論を頂き，平成30年3月に計画として閣議決定をされているところでございます。

この文化芸術基本計画，特に5か年でやっていくべき基本的な施策という部分につきましては，参考資料でもお配りしているところでございます。この基本計画でどのようにフォローアップをしていくか，そのポイントが一番上に書いているところになります。1点目，四つの目標をこの計画で掲げておりますので，その目標，それから，戦略，そして，今後5年間の基本的な施策，この関係性を分かりやすく可視化をするということ。2点目といたしまして，年度ごとに評価・検証のフォローアップを実施し，今後の施策改善に反映ということ。最後に，中間年度，2020年度終了後に中間評価を実施するというようなことが計画上，記載がされているところでございます。

今後，政策部会としてどのようにこのフォローアップを実施していくかにつきまして，スケジュール感をイメージとして示したものがその下になります。青字のところを書いてございますのが，政府全体で動いております各省の各施策に対するPDCAのツールで政策評価と，行政事業レビューでございます。これはそれぞれほかの省庁が音頭を取ってやっているものでございますが，それと，この文化芸術推進基本計画のフォローアップというのを一体的にやっていけないだろうかと思っております。

ですので，今日，まさに1月30日と書いてございます文化政策部会，ここで基本計画と予算の関係をまず我々事務的に整理をしつつあります，その部分と，それから，フォローアップの方法について御審議を頂きたいと思っております。

今後の流れといたしましては、先ほど申し上げました、各省が音頭を取ってやっているような政策評価、行政事業レビューにつきまして、それと合わせる形で、政策部会も大体年度内に3回ぐらいのフォローアップを実施していく、このPDCAサイクルを回していくことができればいいのかと思っております。ですので、春にやります1回目の文化政策部会の方で、前年度が終了した30年度事業の成果を踏まえた点検・検証を行っていく。並行して、このときには当然、31年度の事業が始まっておりますので、それを踏まえて、すみません、少しここ、誤植がございまして、次の予算要求という意味では、32年度以降の予算要求になっていきますので、32年度以降の方針というのをここで御審議いただき、そして、2回目の秋の政策部会で、また32年度概算要求への反映状況などについても御審議いただく。そして、3回目、最後のところで、32年度予算案への反映状況と、それから、その年度に実施してきている主要事業の進捗状況ということについても御報告と、それから、審議をしていければいいかと思っております。

緑のところを書いてございますように、必要な指標開発・データ蓄積・調査研究ということも、まさに文化庁の機能強化というところで、政策調査研究、大事だというところを御指摘いただいて、今回の組織再編で新たな室を作っているということもございまして、そういうことも進めていければなど思っているところでございます。

裏面に行きまして、そういったことを踏まえまして、この度基本計画を策定していますので、文化分野の政策評価体系自体を見直しができるばなど。なるべく閣議決定された基本計画に沿う形で、政策体系の見直しができるばと考えてございます。特に基本計画の政策・施策体系、それから、文科省における政策評価体系、それから、文化審議会におけるフォローアップというのを、可能な限り整合させていくというようなことで、フォローアップを効果的に実施していくことができばと思っているところです。

ちなみに、文化に先行して計画が策定されてございます、教育あるいはスポーツにつきましても同様な形で、なるべく計画に沿った形でこういった政策評価をやっていくということで、今、取り組んでいるところでございます。

文科省全体の中の一つのパーツとしての文化芸術の振興という大きなものがありまして、その下に施策目標を、今回の閣議決定いただきました基本計画に沿う形で、四つ掲げてございます。12-1が、文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実、施策目標の12-2というところが、文化芸術を通じた創造的で活力ある社会の実現、そして、目標12-3、文化芸術を通じた心豊かで多様性のある社会の実現、12-4、文化芸術を推進するプラットフォームの形成、この大きな四つの柱の下に、今回、基本計画の方では戦略ということで、六つの戦略を掲げてございます。

この戦略の下にそれぞれ、参考資料2でお配りをしてございますが、5か年でやるべき施策が掲げられております。通し番号で1から206までの立て付けになってございます。

あわせて、戦略ごとの指標で進捗をチェックしていくところでございますので、先ほどのこちらの資料に戻っていただきますと、右端、少し小さい字になってございますが、アウトカムやアウトプットが一応、計画上、参考指標として掲げられているところになります。

この計画でございますが、かなり再掲が多くて、なかなか整理が難しい部分がございます。一度職員としてもきちんと整理ができた方がよからうと思ひまして、今まだ調整を

しているものであるため未定稿ではあるのですが、参考資料1ということでお配りしております。通し番号1から206まで、5か年でやるべき施策というのがそれぞれ並んでいて、それに関連して、これも今まで政策部会でも少し御指摘を頂いたのですが、文化経済戦略ですとか、様々な計画が文化に関連して重複している部分があるというところについても整理をする形にしてございます。そういった大きな方針の下に30年度、単年度でどういう予算事業をし、そして、取組をしてきたかということを一ヶ月一度整理し始めているところでございます。

そういった形で整理をした上で、また元の資料1-2の裏面の方に戻っていただければと思いますが、目標の四つに合わせる形で、①から⑯までの大くくりの施策の体系を整理してございます。この①から⑯ですが、特に今回、文化庁の機能強化、組織再編というところで、課単位で期待されるようなミッションにも合致するような形で整理をしているところでございます。

ちなみに、先ほど御説明申し上げました予算案の横に赤字で番号が振っていたかと思うのですが、それにつきましても、ここの①から⑯に対応するような形にしてございます。

最後、資料1-3、こちらが今後4月以降にフォローアップをしていくときの、こんなサンプルでやっていったらいいのではないかということでお配りしているものになります。こちら、議事次第に明記しておらず、まだサンプルということでお配りしているものでございます。資料1-3を御覧ください。サンプルということで、②から④の施策について、舞台芸術活動の振興と、文化財の維持、継承、発展、それから、国語施策の充実のものをサンプルとしてお出ししてございます。

どれも立て付けとしては同じになってございますので、1ページ目の舞台芸術活動の振興に沿って御説明を申し上げられればと思いますが、まず、達成目標、これは恐らく大くくりのものとして中長期的なものが掲げられるような予定としてございます。その達成目標を図るための指標ということで、こちらに関しましても、恐らくある程度中長期的なものチェックができるような指標、数値的な指標というのを入れていくのだろうと思っております。

それを踏まえて、達成手段というところが、まさに単年度の施策ということになりました、その中の手段といたしましては、予算事業をやっているもの、それから、その他というところでは、恐らく制度改正ですとか周知徹底といった、ソフト的な、事業ではない部分というのものもあり得ると思っております。

これに関連いたしまして、赤字で書いているところが、今後、より深掘りしていかないといけないことだろうと思っているところなのですが、各事業に関する現状のデータ把握というところがまだ十分じゃないと思っておりますので、現状と、それから、現状を踏まえて、どれぐらいこの事業で達成していくのかについても、書ける部分については、顕在化させていく必要があると思っております。

それから、昨年、基本計画の策定の部会の御審議の中では、やはり数字で測れない部分も、非常に文化政策、多かろうという御指摘を頂いてきているかと思っておりますので、まさに事業をやって、全国各地でこういうグッドプラクティスがあるというところについて蓄積をして、それを全国に還元していくようなことができればいいのかと思っているところでございます。

ちなみに、それぞれ大きくくりの①から⑯ごとに一応、点線囲みしてありますとおり、基本計画における、先ほどの5か年の施策番号についても、これがこれに当てはまるということ、いま一度整理をして、それでフォローアップをしていければと思っているところでございます。

私の方からは、御説明は以上でございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの内容につきまして、委員の皆様から御質問、御意見等を頂けたらと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。御意見、質問等頂く時間として、四、五十分とっております。どなたからでも結構ですので。

それでは、名越委員、お願いします。

【名越委員】 よろしくお願ひいたします。新規事業で挙げられている、生活者としての外国人に対する日本語教育の充実等というところでの質問でございます。地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業ということで、3行ほど書かれているのですが、新たな在留資格の創設等を踏まえたということで新規になっていると思うのですが、これ、法整備とともに、地方自治体がどう新たな在留資格の創設に向けて取り組んでいくのかというのが、地方自治体の課題になっているものですから、関心が高い方もいらっしゃると思うのでお聞きしますけれども、これを読むと、「地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し」とあるのですが、これは具体的にどういう関係機関と連携して、具体的にどういうことをすることに対するの予算なのか、もう少し具体的に教えていただけると助かるのですが、いかがでしょうか。

【山田企画調整官】 国語課長が参る予定ですので、後ほど御説明申し上げられればと思います。

【名越委員】 分かりました。

【河島部会長】 それでは、ほかの方、いかがでしょうか。

日比野委員、お願ひいたします。

【日比野委員】 日比野です。よろしくお願ひいたします。例えば、資料1-3、各項目のところ、具体的な達成目標、達成手段等々がサンプルとして出ておりますが、全体的な話にもなるかと思うのですが、文化芸術が、今、全体的に話を聞いていて、何か少し狭苦しいなという印象がありました。もっと文化芸術が本当に世の中に役に立っているんだ、これがなくては社会の基盤があり得ないんだという全てのものに影響している、アウトカムしているということが最終目的、文化芸術の魅力であるというようなことが大きな目標というか、一番根本のところにあつた上で、個々の200ぐらいの項目があるという、共通の根本的なところの言葉とか、イメージを共有するものがあるべきなのかなとも、今、伺っていて思っております。

やはり文化芸術、なかなか評価が難しいというか、数値化するには難しいところがあるかと思いますが、それゆえに理念的な部分というものがきちんと言葉としてあつた方が、きっと我々のこの委員とか、あと、これをいろいろ公開するときも分かりやすいものがあるのではないかなと思っています。本日ここに来る前に、サッカー協会の方の社会貢献委員会というのがありまして、アジアカップ、日本頑張っていますが、サッカーというスポーツの中で、サッカーの社会貢献、影響力がたくさんある中で、スポーツ庁の何か資料を

見たときに、スポーツに参加する、スポーツを育てる、スポーツを生涯行うという、それによって健康な豊かな生活があるというような、とてもスポーツというのはビジュアル的にもメディア的にも分かりやすいもの。競技団体は様々あるのですが、その会議の後でもあるからなおさら比較するのも変かもしれないですが、芸術文化というのは、様々なものをつないでくれる、つなぐという特性があると思うので、一つ一つの当然、具体的な達成目標は必要だと思うのですが、それによってというところの全体を通して、芸術文化が目指す部分というものが大きな視点としてあると良いのかとは思いました。

【河島部会長】 貴重な御意見、ありがとうございます。全くおっしゃるとおりで、こういう政策評価、やろうと思って、ブレークダウンすればするほど、がちがちになっていくという危険性はやはりあると思います。それで、日比野委員おっしゃったような、全体として何を指すのかが見えにくくなるという危険性は大変感じましたが、もし事務局として何かあれば。

【山田企画調整官】 大変貴重な御意見、ありがとうございます。おっしゃるとおりで、先ほど申し上げたとおり、いかんせん今回の御説明は、単年度でのフォローアップをどうしていくかに焦点を絞ってしまいましたので、こういうことの積み重ねも当然必要なのですが、今の日比野委員の御意見も踏まえて、もう少し。もともと恐らく基本計画自体も5か年という意味では、それを短いと捉えるか、長いと捉えるかというところがあると思うのですが、まさに基本法というのは、ある程度中長期的なことをイメージしながら作っているところがございますので、そういった理念的な部分も含めて俯瞰できるようなものに単年度のフォローアップについても示していければと思います。ありがとうございます。

【河島部会長】 それでは、ほかの方、いかがでしょうか。

では、佐藤委員、お願いいたします。

【佐藤委員】 佐藤でございます。現在の状況について非常によく分かったのですが、恐らく今御質問もあったように、文化については、定量的な評価と同時に定性的な評価が大事で、数だけで測れない価値のようなものが重要な場合があるかと思えます。一応、参考資料2の資料の後ろの方の28ページ以降に、現状での指標についての数字がずっと書いてあるのですが、これを拝見すると、やはり中には定性的な、質的な評価も書いていただいている、有り難いのですが、かなりの部分は数値になっています。評価するときには数値も見なくてはいけないことは十分承知しているのですが、もう少し質的な評価をどう取り入れるかが、評価の際には大事ではないかと思えます。資料1-2のフォローアップスケジュールを拝見すると、上のブルーのところは一般的な行政について、このようにレビューするのだということだと思えます。この中には政策評価有識者会議による助言だとか、つまり、誰が評価するのかということと、それをどのように受け止めて、これからのやり方を決めていくということが記されています。そのときに、下の文化芸術推進基本計画の方については、文化政策部会も書いていただいているのですが、この文化政策部会が評価するのでしょうか。それとも、評価されたものを基にして、その上で方向性を議論していくことになるのか、その辺の関係性について、よく理解できていないので、御説明いただければ有り難いです。

【河島部会長】 2点あったと思います。一つ目が、定性評価的な部分をどうするのか、もう一つは、評価に関する体制ですよね。これ、私も伺いたかったのですが、改めて伺いたい

のですが、フォローアップスケジュールイメージという表というか図を見ると、確かに文化政策部会が文化政策評価の場になっていくようなのですが、それで本当にいいのかということもありますし、あと、本当にやるのだったら、実は評価部会みたいな組織が必要ではないかと思っております、自治体などは結構そういった文化政策の審議会と評価の部会というのを別に持っているところというのも最近結構あるので、むしろ自治体の方が進んでいて、今、フォローアップという言葉を使っていらっしゃるのも何か理由があるのだと思いますけど、要するに、文化政策の本格的な評価を始めようというように見えるんですね。それに当たり、このぐらいでいいのかというか、もう少し慎重に取り組むべきところもあるのではないのかと感ずることもあります。佐藤委員と併せての御質問ということで、事務局の方でよろしく願いいたします。

【山田企画調整官】 御指摘のとおり、多分、今までの基本方針からこの基本計画に変わったことの最大のポイントが、やはりこのPDCAをきちんと文化政策でも回していきましようというところで基本法改正をして、基本計画に変わったところがあるのだと思います。そういう意味では、このフォローアップ自体も、まだ緒についたばかりといたしますか、そこについても走りながらいろいろと試行錯誤をしていければいいのかと思っております。現時点での整理では、まさに政策部会での評価というのは、有識者の様々本当に分野をまたがる先生方に御参画いただいておりますので、そういう大所高所からの御意見を頂きながら、まさに文化政策の責任者であります我々文化庁の方がきちんとフォローアップをしていくための有識者の方々の貴重な御助言という位置付けなのかなと思っております。ですので、フォローアップの主体というところで申し上げますと、今の時点ではやはり我々文化庁の方にその責任があるのだろうと考えているところでございます。

あと、自治体の方が進んでいるという御意見も、今、河島部会長から頂きましたので、我々も、そこら辺についてももう少しいろいろと調査をしながら、より良い方法を考えていければと思っております。ありがとうございます。

【河島部会長】 分かりました。

それでは、どなたか御意見、御質問、ありますでしょうか。

生駒委員。その次、柴田委員、お願いいたします。

【生駒委員】 先ほどの日比野委員の意見に私も全く賛成で、文化論といいますか、よく日本の文化について論じているのは、海外の評論家や学者、フランス人やアメリカ人とされています。日本の文化庁として、日本の文化が日本の国においてどのような意味を持ち、この国の中でどのようなポジショニングといいますか、機能を果たしているのかということ、文化論として表明すべきだと思います。大所高所に立って、全部の文化の領域に渡って貫く、一つの文化論を打ち立てることは、今こそ非常に重要なのではないかと思います。

もう一つ私が着目したのは、四つの指標です。その目標の中で、とりわけ3番目なのですが、文化芸術を通じた多様性のある社会の実現とあるのですが、社会課題を解決するというのが、文化の力の一つだと私は考えています。よくデザインが、課題解決のために役立つとされています。日本遺産プロデューサーという仕事も携わっているのですが、地方をたくさん訪ねているのですが、地域の活性化においても、やはり今、文化財を活用し

ようということで、それが大きな柱になっています。ひいては地域に眠っている文化力を地域の方が認識することで、誇りにしていただくことで地域が活性化していく。文化力が、I ターン、U ターンを誘発することというのはすごくあると思うのです。ある意味、目に見えない部分がとても大切です。星の王子様も言いました。「大切なものは目に見えない」と。文化はそういう意味合いに近いところがあると思うのですが、それを言語化したり、価値付けしていくのは大変難しいのですけれど、とても大切なことです。今、日本はそういう意味では非常に重要な時期に来ていると思います。

日本はこれから文化で食べていく国になると思います。先週もパリに行っていたのですが、ジャポニスムがすごいブームで、あちこちで皆さんがたくさんの方の展示会に駆け込まれているのを知っています。ひょっとしたら日本人以上にパリの方の方が日本の文化を高く評価されているのかなどと思いました。

ですので、PDCA サイクルで測って評価してということも重要な作業だと思うのですが、同時に、本当に文化が本来どういう意味を持って、価値を持って、この国を支えて、あるいは未来に引っ張っていくのか。そうした本質的な部分ということも併せて、並行して考慮していかなければいけないと感じました。

【河島部会長】 ありがとうございました。

柴田委員、どうぞ。

【柴田委員】 失礼いたします。御説明ありがとうございました。

4点の指摘がございます。まず、資料1-3、既に文化庁さんの方でお考えになっているのかもしれませんが、いま一度、政策の目的と、目標と指標の整合性が取れているのか、確認をお願いしたいと思います。

この達成目標の中にも、一つの目標の中に複数の目標が点在しているように見受けられます。分析するに当たっては、効果分析が困難になる可能性がありますので、御注意いただきたいということ。

それから、目標はなるべく具体的に。目標の抽象度が高いと、現場との乖離（かいり）が生じてまいります。これも効果測定が困難になる要因の一つでありますので、御注意いただきたいということです。

従いまして、指標の設定と測定が本当に適切なかが非常に重要なポイントになるかと思えます。例えば、地域の文化的環境に対して満足する国民の割合、内閣府の文化に関する世論調査から取ってくるということですが、これが達成目標と整合が取れているのか。そこがすごく重要なポイントだと思いますので、御確認願いたいです。

2点目です、活用する情報、ファクトとしてのエビデンスが正確かということです。情報の的確性のことを申し上げているのですが、文化芸術には、まず、統計というものがまだ未整備でございまして、そういう中でこの政策評価が進められるということは、非常にリスクを伴うと感じております。その情報の取り方は慎重にお願いしたいと思っております。

3点目になります、合意形成の問題です。基本計画、昨年3月に上程されまして、1年たつようなところですが、徐々に地域でも基本計画が浸透していつている状況なのですが、そこに加えて政策評価です。この政策評価を進めていくときには、やはり政策立案者から創造現場の人々まで、政策評価の理念をしっかりと共有するということの方が大事だと思うのです。

合意形成を育む必要性があります。これをどのように進めていくのか。文化政策部会で様々な議論をして煮詰めていくのか。創造現場と評価機関とのコミュニケーションがすごく重要です。日本芸術文化振興会は、助成事業の評価を、先行して行っております。そういう機関の情報収集をすとか、評価の仕組みをよく熟知していただくなど、現場の意見を傾聴していただきたいと考えます。

それから、番目です、評価に携わる者の意欲という点なのですが、意欲と熱意はとても重要でありまして、熱意なき評価というのは、評価の質を下げるものに直結いたします。したがって文化庁の職員の方々が率先して政策評価に関わる場合、熱意とか意欲というものを評価に込めたい。

地方から文化庁を見ますと、非常に遠い存在であります。政策と現場が非常にかけ離れている場合も見受けられます。しかし、この政策評価は創造現場に直結いたします。現場が混乱しないようにいつも現場との意見交換は絶えず行って、現場のモチベーションやチャレンジ精神が喚起されるような評価、現場が元気になるような評価をしていかないと、文化政策というものは衰退していくと思っております。そのことを十分御留意いただいて、進めていただければと思っております。

最後に、河島部会長と同じ意見なのですが、文化庁だけで進めていくというのは非常に大変だと思います。この資料を拝見して本当に実感しております、これだけまとめるのにも相当に時間が掛かったと思います。ワーキング部会とか評価部会とかを設置していただき、意見交換しながら、少しずつ積み上げていくというのが良いのではないかと考えます。

以上でございます。

【河島部会長】 貴重な意見、どうもありがとうございました。

何かありますか。よろしいですか。

では、キャンベル委員、お願いします。

【キャンベル委員】 キャンベルでございます。大変よく分かりましたといえますか、今、委員がおっしゃったように、非常に精緻（せいち）に、特にこのPDCAサイクルに向けて評価を、指標を含めてどのようにしていくかを落とし込んでいて、分かりやすくはなっていますが、一方で、昨年文化庁の再編ということも含めて、これから新しい気負い、新しい理念の下で文化政策を推進していく部分と、文化庁が従来担っている非常に重要な役割、国語施策の充実や著作権の問題ですとか、様々な保存、振興、アーカイブの整備といったものと、非常にある意味先端的な事業、今日の予算の概要に挙げていただきました、文化資源コンテンツの創出や展開などを一緒にして、四つの施策、目標の中に一緒に落とし込んでいっているのですが、それが私は、皆さん、ほかの委員もおっしゃっているように、もう一つ克明に、文化庁が日本の文化政策をどのように考えて、理念ということを含めて、あるいはテーマということを少し見えにくくさせているのか、資料を事前に拝見して感じていました。

ですから、そういうある意味ツートラックといいたいでしょうか、非常に先見的な、先端的なことを、例えば、5年間の間に達成するというのを、もう少し、多元性でありますとか、地域創生に関わることでありますとか、あるいはものづくり、あるいはグローバルな共有ということを少し整理、順序やプライオリティーを精査していただいて、それが見え

るようにする部分と、これは百年の計というのは最も今はやらない言葉だと思えますし、予算獲得には多分これは言うてはいけないのかもしれませんが、ただ、ずっとこつこつと継続させないといけない、継続してできることということを、少し整理していただいて、その上で最初から、今日、ほかの委員がおっしゃっているように、民間に任せては、あるいは民間の民活の中だけでは達成できない。これは国家文化的なブランディングにもつながり得るものの目標であったり、理念であったりということは、本当に一つかみ、一筆書きで分かるようにしていく。そうするにはどうすることが必要なのかを是非、我々も含めて提言をしつつ、行っていただきたいと思います。

今、ツートラックというように申し上げたのですが、これ、実際に可能かどうかをお聞きしたいのですが、政策目標の四つを今日掲げたものの中では、かなり混ざっているといましようか、全てをそこに入れざるを得ない、入れた結果がこのようになっていると私には見えるわけで、訴求力に欠けるとまず感じます。先に委員がおっしゃったように、情熱であるとか、そういうものが現場に届くことはとても大切なことだと思いますので、もう一層といいますか、もっと鮮明にどういうことを目標とするのかということをし少し考え直すというか、このフォローアップの中で鮮明にすべきではないかなと思います。

その中で、私はこの測定指標に関しては、内閣府の世論調査に一つ一つ当てていくということは、基本的に IR としては、これは大丈夫なのかということの懸念を少し感じます。独自に調査を行いつつ、一つ一つのプロジェクトに向けてフォーカスグループであるとか、もう少しきめ細かにマーケティングのようなことを事前に調査として、あるいは予算の様々な都合の中で位置付けることができれば、そのようにしていくことも重要かと感じました。

最後ですが、例えば、コンテンツの創出・展開ですとか、概算要求、概要のところ、資料 1-1 で掲げていますが、一つ一つの項目の中になんかつながる、またがっていくところがたくさんありまして、例えば、インバウンドが増える、多言語解説を増やしていく、あるいは Living History のところでも外国人観光客ということが出てくるわけですが、実際に観光客が求めているものがどういうものなのかの事前のモニタリングや評価ということ以前に、これは多分、一つ一つのところに位置付けていると、なかなか全体の俯瞰的なピクチャーということが見えづらいように思いますが、本当にどういったことを求めているのかということのフォーカスグループであったり、マーケティングをどのようにしているかということに関わります。

私が今観光庁の中で多言語解説整備事業に関わらせていただいている関係からしますと、これは単なる翻訳ではなく、解説をして、多言語化させていくのではなくて、翻訳することによって、元の日本語、元の理解の仕方ということに改変をもたらす力といいますか、それを伴うことですね。なので、どのように一つ一つの事象を捉えるかということが、単純に多言語化させるとか、インバウンドの人に食いつけるようにということではなくて、その事象そのものの形を変えたり、目標が変わって見えたりするということが一つ一つあることを今問題として私たちは抱えているわけですので、文化庁のこういう大きな予算、大きなプロジェクトの中でそういったところもきちんと一つ一つ、まさに PDCA の正しいサイクルの中で生きるようには求めたいと思います。

少し長くなりましたが、以上です。

【河島部会長】 ありがとうございます。

では、次、どなたかいかがでしょうか。どうぞ、吉本さん。

【吉本部会長代理】 吉本です。どなたも予算のことを発言していないので、最初に予算のことを少し。まず増えてよかったなというのが正直なところで、このまま通ると良いなと思います。

それで、先ほどの御説明だと、観光税の財源、約 100 億がこの中に入っているということで、この予算書を見ますと、新規というもので 30 億、20 億規模のものが四つぐらいあるのですが、それら新規で大きく予算が付いたものが主に観光税を財源にしていると考えてよろしいのでしょうか。

【高橋政策課長】 政策課長でございます。先生の御指摘のとおりです。専ら増えたところは、観光税で新しく取り組むところでございます。

【吉本部会長代理】 そうすると、それはそれで日本の文化が更に観光に資するということでは素晴らしいことだと思うのですが、文化庁の予算全体の中で 100 億という約 1 割ですから、観光系の政策の予算が 1 割ぼんと増えるとなると、政策全体ですごく観光にシフトしてしまうということになる。従来、文化庁がやっていた事業、特にこの基本計画との関係では、ひょっとしたら観光より重要なものもあるかもしれないですよ。その辺が少し気になったところですが、既に予算要求として出ているものなので、今からこれを見直すということはできない。基本的に予算が増えたことは素晴らしいと思いつつ、観光にシフトし過ぎることは十分考えなきゃいけないところもあるのではないかと、意見を発言しておきたいと思えます。

それから、二つ目の評価なのですが、これ、正直言って、大変ですよ。だから、皆さんもおっしゃっていましたが、このままやるのは、やめた方がいいのではないかと、というのが正直なところ。といいますのは、例えば、参考資料 1、それから、本日御説明いただいた資料 1-2 とかを見ると、結局、施策は 200 近くあっても、その一つずつに成果がどうかというのを作っていくということではない。でも、この資料 1-3 を見ると、マル数字レベルの政策目標ごとに達成目標があって、それをどの程度達成したかということを検証していこうということですよ。これは相当大変ではないかと思えます。

もちろん評価はやらなきゃいけないと思うのですが、施策には四つの目標があって、全部で 16 にブレークダウンをされているわけですが、これを全部同じレベルでやるのではなく、今年はこれを重点的にやる、あるいはさっきの予算の関係でいくと、観光関係の予算を伸ばしたことによってどういう成果があるのかなど、やはりどこかウェイト付けをして、集中的にやるところと、ウオッチするところ、そのようにやらないと、すごく大変になるのではないかと思います。

つまり、評価のために仕事するようになってしまうのではないかと、というのがとても懸念するところで、例えば、文化庁の劇場、音楽堂の補助金をもらうために、申請書にも評価指標を書かなきゃいけなくなっているらしくて、それは、劇場、音楽堂の現場ではすごく大変な負担になっている。それに加えて、文化庁の大もとの政策評価も、このように体系立ててやろうとすると、それが全部地方自治体の、それこそ劇場とかまで全部下りていって、大げさに言うと、日本全体の文化行政が評価のために仕事をしているみたいになっていくのではないかと、危険性を大変感じます。ですので、実際どれぐらいの労力を掛け

るのか、そこは実際に始める前に慎重に検討した方がいいと思いました。

そのときに重要なのは、評価の目的を明確にすることだと思います。まず、PDCAによって政策を見直して改善していくということだと思うのですが、評価のもう一つの目的は、冒頭で日比野委員がおっしゃっていたこととも関係すると思うのですが、アカウントビリティではないかと思います。文化庁は今年これぐらいの予算を使って、その結果こういう成果がありました、だから文化芸術は日本にとってすごく重要ですよというようなことをアピールするために使っていくという。私はその二つだと個人的には思っているんですね、評価の目的は。そうすると、その目的を達成するためにどのように評価を行うべきかということを考えないと、体系を作って、総合的に評価していくというのは、正直、私はあまり賛成できない気がします。

基本計画になる前に、基本的な方針の中でもPDCAのことは語られていて、5年ぐらい前になるとと思いますが、文化政策の評価手法についての調査研究というのを、私の研究所でもお手伝いさせていただいたことがあります。そのときに主要事業の評価モデルを作ったのですが、翌年試行されて、そのままお蔵入りになってしまった。だから、評価をやろうとすると、結局、評価することが目的になっていってしまうというのが、恐らく地方自治体なんか、すごく経験されているので、このまま文化庁が全体の政策評価をやり始めると、大変だなというのが私の正直な印象なのです。

【河島部会長】 ありがとうございます。私もその懸念は持っておりまして、めり張りを付けた評価という方がよいのではないかと思います。薄く全部を頑張ってみようとするよりも、今年度はこれとか、この中ではこれというように。それと、この5年間の間で数字が出てこない調査もたくさんありますよね。内閣府の文化に関する世論調査というものも、どのぐらいの、多分、5年おきぐらいではないかと思うのですが、たまたまこちらの欲しいときに来るものではないので、そうすると、では、使った予算の方と事例で評価ということにしようかみたいにならざるを得なかったりもしますし、吉本委員おっしゃったのは、めり張りを付ける。それと、評価の目的をクリアにして、それに合うようなやり方というのをもう少し慎重に考えた方がよいのではないかという御意見だったと思います。

では、石田委員、どうぞ。

【石田委員】 石田でございます。これだけのことを文化庁がおやりになるための体制が十分なのかがすごく心配になってしまいました。

3点ございます。まず1点目です。先ほど日比野委員がおっしゃったこと、それから、キャンベル委員もおっしゃったと思うのですが、言葉をもう少し分かりやすく、硬くなく、いわゆるキャッチフレーズのような形で目標を掲げるといような方向で考えたらいかがでしょうか。何だか言葉が硬いですよね。分かりにくいのです。もう少し文化なのだから楽しくいきませんかという御提案したいです。

いろいろなことを書けば書くほど分からなくなる。そうではなくて、ここに施策目標を四つきちんと掲げてるので、この特徴を捉えて、資料1-3には、達成目標に、もう少しそこに核になるような、レジリエンスをと、そういった文化芸術振興の核心を突くような言葉を入れてはどうかというのが御提案です。

それから、2点目です。先ほど話されていましたが、評価のための評価ということにだけはしたくないですね。評価ってしていけばしていくほど守りに入ると思うのです。守

るために私たちはやるのではないのです。どんどんもっと外に出していく。外向きに何かを発信するための評価だと私は考えたいです。それは、国内、国民に対してということもそうですし、国外に向けてもそうです。我々がこれだけのことを政策上考えてやっている、文化庁がやっていらっしゃるといことが、海外の人たちにどれだけ届いているでしょうか。海外の方々も興味はあると思うのです。ただし、届いていない。届ける必要もないと今まで思っていたわけではないと思うのですが、そういう発信力というのが、まだ足りないのかと思います。

国内に向けた発信ということなのですが、文化芸術を作っているのは現場なのです。会議ではない。となると、やはり接点をどのように設けていくかということ、我々はもっときちんと考える必要があると思います。やはり現場であれだけの苦勞をしながらも、一つひとつの舞台、あるいはアートを創るということをしているアーティストたち、あるいはそれを鑑賞している鑑賞者たち、それがどういう動きなのかを把握して評価につなげていくために、もっと現場とのコンタクトをしていくことも必要かなと思います。定性評価から酌み取る必要もあるのかもしれませんが。その方法は手間が掛かるけれども、逆にその方が私は生きた評価が出てくるのではないかと思います。

それから、3点目です。資料1-2の施策目標のところ、例えば、②と③は、一つの施策目標の傘の中にあります。分けて考えるというのがもちろん基本としてはあるのかもしれませんが、文化財を保存・継承、活用もしながら文化芸術、舞台芸術活動の振興もできるのではないかと思います。

こうした御指摘を通じて、お願いしたいことがあるのです。文化庁の各担当課同士の横のつながりというのを是非確保していただきたい。文化財の活用は、舞台芸術活動の振興をしながらもできるはずなのです。そういうことも視野に入れて、我々は話をしていきたいなと思っています。

以上、3点です。ありがとうございました。

【河島部会長】 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。本郷委員、お願いします。

【本郷委員】 ①の子供の芸術教育・体験の充実というところですが。文化振興というのは社会全体のことを考えていかなければならないと思いますが、子供の芸術教育を語るときにもう一つ忘れてはならないのは、義務教育課程の芸術教育科目の時間数などの充実ということも含まれてくると思うのです。例えば、文科省全体の、これからの子供たちの教育は、多分、総合教育政策局が関わってくるなど、文化庁の方向性も見えるのですが、どうしても社会教育の方に向かうのではないかという危惧が残ります。日本の義務教育課程の中の芸術教育は、子供たちの教育には必要なものと常々思っています。社会教育と義務教育という、この二つを文化庁も担うという新たな形になったわけですから、その辺を忘れないでやっていただきたいと思います。芸術教科は社会教育に任せていいのだというようにならないように、全ての国民が、日本の場合は小学校、中学校なりで美術や図工の時間のような、芸術の教育を受けていることが大切だと思います。日本の芸術文化の底辺を義務教育が担っているところが大きいと思うのです。

そういうところを少し視野に入れていただけたらと思います。文化庁の施策の動向が社会教育化に向かっているように見えてしまうのは、私1人だけなのか、もしくは日本全国

の教育の現場を担当している先生方の声が文化庁には入っていないのか。その辺のところを少し慎重に取り扱っていただいた方がいいのではないかと思います。一言発言させていただきました。芸術教育の時間数が削減傾向にあるという現状があります。しかし、文化振興に対する予算などが幾ら付いても、実際の学校現場での芸術教育の時間の充実などに関してはかなり厳しい現実が聞こえてきているところです。この辺のところを、文化庁が担う以上は、しっかりと見ていただくような姿勢をとっていただけたらと思います。よろしく願いします。

【河島部会長】 ありがとうございます。

次、長谷川委員お願いいたしますが、結構時間がきつくなってきて、残り7人の方にお話しいただきたいので、お一人2分ぐらいをめどにいただきまして、後半の報告の方は短めで調整できますよね。では、長谷川委員、よろしくお願いいたします。

【長谷川委員】 日比野委員がおっしゃったことは、やはり非常に本質的な問題だと思うのですが、ここにおいて文化というのが、やはり経済格差、年齢格差といったような様々な断絶をうまくつないで調和していくための、本当に社会が回っていくための重要な機能を果たしているというところから立論を始めた方がいいのではないかと思います。だから、既に芸術品ありき、人間国宝ありきの話ではないというような議論の仕方が重要ではないかと思っています。

この前段の中でソーシャルメディアという言葉があるのですが、今、世界を席卷（せっかん）している大きな資本として、アマゾンとグーグルとフェイスブックとアップルがあると思うのですが、そこら辺において大きく情報ということが文化と同じような形で語られている。その問題について検証する、つまり、文化の質ということで検証する項目がないということは、結構、私は驚きました。

三つ目、これはいつも申し上げていることなのですが、第2の項目で、文化芸術立国に向けた文化芸術の創造・発展と人材育成というところで、文化芸術創造活動への効果的な支援のところ、1, 2, 3とあるのですが、これはクリエイティブ、つまり、現在作っている人間に対してクリエイションを支援するという予算組みだと思うのです。60.9億円。ここに関して、舞台、日本映画、メディア芸術の三つになっておりまして、そのほかの、いわゆる視覚芸術、本当に最近の視覚芸術というのは、単純に絵を描く、彫刻を作るだけではなく、非常に広範にまたがった創造活動が行われている部分でもあります。ですので、そういう形で非常に多岐にわたる表現を行っているジャンルに関して、明らかな形でクリエイティブの支援という項目がないということについて、非常に気になりました。

以上です。

【河島部会長】 ありがとうございます。

その次、山出委員、お願いします。

【山出委員】 山出です。時間も少ないようなので、手短かに話します。長谷川委員の話とも少し近いのですが、今出ている、文化庁の予算案概要だとか、様々なものを見ていくと、もちろんインバウンドということをすごく重要視してやっていく必要があるということも十分承知した上でなのですが、インバウンドと文化財に偏っているなという気がしています。もともと基本計画を作った段階ではもう少し幅広く議論してきました。地方の観点からいうと、地方の文化創造ということに対するプラットフォームを作っていくということ

もあったし、さらには、地域で様々なアートマネジメントを展開することができる人材の育成をしていくということもあったはずなのですが、それがどこに当てはまるのかというのが見えなくて、若しくは、これは日本博の中に入れ込んでいくということかもしれないけれども、長谷川委員がおっしゃったように、新しい何かを生み出そう、今、ジャンルとしてもないようなものを生み出そうとするということ、そして、それを支えていこうとする人たちがこの国のどこで活躍することができるのか、感じられないのが残念です。この2019年度予算案というのは先祖返りしちゃったような気がしていて、大変言葉は申し訳ないのですが、少しそういう危惧があります。

今日この後、日本博の話もあるかもしれないのですが、そういった部分をもう少し、現在の日本や世界、そういうことを踏まえて考えていかないと、抜け落ちることがあるのではないかという気がしています。

以上です。

【河島部会長】 ありがとうございます。

では、松田委員。

【松田委員】 資料1-2の裏面に即してお話します。文科省における政策評価体系を、基本計画の政策・施策体系と整合性の取れたものにするということは非常に良いことで、私は評価しております。

私は昨年度、基本計画の策定に関わらせていただきましたが、そのときに議論になったことの一つとして、左に示されている四つの目標と、真ん中に示されている六つの戦略がどう対応するのかということがありました。見たらお分かりいただけると思いますが、各目標と各戦略は実はほとんどすべて対応していて、緑の線がいっぱい入っています。

さらに、参考資料2に示されているように、六つの戦略の下には今度は200ほどの施策があつて、各戦略と各施策の間の対応関係も考えないといけないのですが、それも当然、一つの施策が複数の戦略に関係しているものがたくさんあり、なかなかきれいには整理できません。しかし昨年度、基本計画をまとめる時点では、取りあえず現段階の理解はこうというのを示したと記憶しております。

そのことを念頭に置いて、今度は資料1-3を見ますと、一番上には②舞台芸術活動の振興、それから③文化財の維持、継承、発展、④国語施策の充実が例として挙がっています。これら丸数字は、四つの目標を更に16に分けたもののうちから例として選んだ三つを示しています。ですからこれは、目標を16分割してそれぞれのことを論じているわけなのですが、こうしてしまうと、戦略が全く見えなくなってしまうことを少し危惧します。

もう少し具体的に言います。資料1-3では、「基本計画における通し番号」というところで施策がまた復活しますよね。1, 2, 3, 4, 5, (6), 9, 10, 63, 等々と。ここには200の施策のうちから選ばれたものが挙がっていると思うのですが、これらの施策は羅列するのではなく、戦略ごとにグルーピングして示した方が良いのではないかという気がします。基本計画を作ったときには、目標と施策の間に戦略を入れたわけですから、各戦略に即して施策を示した方が、目標、戦略、施策の間の関係性が見えやすくなるかなと思いました。これが一つ目の提案です。

もう一つは、先ほどほかの委員の先生もおっしゃっていたことですが、たった1年の間に文化芸術がどう変わったのかという評価はそもそも難しいものだと思います。当たり前

の話ですが、2018年1月と2019年1月との間で日本の文化芸術がどう変わったのかを示すのは本当に難しい。それを文化庁がやろうとされているということで、そこは深く敬意を表するのですが、やはり難しい仕事ですので、数字上の変化だけにこだわるのではなく、グッドプラクティスの例示を有効活用すべきだと思いました。グッドプラクティスの選定・例示は、数字よりも分かりやすく評価を具体的に示すものだと思います。したがって、どういったグッドプラクティスを入れるのかというのは、非常に重要になってくると思いました。正直、1年ごとの数字の変化はほとんど見えてこないでしょうし、そもそも統計データがそろっていないということもあるでしょう。その点、年ごとのグッドプラクティスを選ぶことは、定性的な評価とも言えるでしょうし、理想的な方向性が具体的かつ説得力をもって示せますので、この選択は注意深くやるべきだと思います。可能であれば、文化政策部会が何らかの形でグッドプラクティスの選定に関わる、直接選ばなくても良いのかもしれませんが、サジェスションをあげられるような仕組みというのは設けた方が良いのではないかなというのが2番目の提案です。以上で私からのコメントは終わります。

【河島部会長】 ありがとうございます。

それでは、鈴木委員、よろしくお願いします。

【鈴木委員】 鈴木でございます。ほぼ思っていることを皆さん、ほかの委員の方がおっしゃっていただきましたが、一つ、やはり測定指標のところに関しましては、さっきメリハリを付けた評価という意見も出ましたが、その評価に基づいて、今後は逆に丁寧に目標設定を自ら調査される方がいいかと思いました。

あと、私の専門分野というか、障害者の文化芸術をやっておりますが、障害者の文化芸術活動支援推進法というのができて、有識者会議があり、基本計画をまさに今作られているところだと思うのですが、当然、文化庁と厚生労働省、合同でされている委員会です。推進法の方の基本計画をどこまで反映させていращやるのかと思って、少し見せていただきました。

例えば、基本計画における5か年戦略の戦略4のアウトプットのところに、劇場、音楽堂における多言語対応の割合というのがあるのですが、多言語というのが、外国語による多言語だと思うのですが、例えば、情報保障に関する支援を、劇場、音楽堂は今一生懸命取り組んでいるところも増えてまいりました。こういったところを、今後もう少し入れていただくと、より包摂的な環境の推進というところを具体的に見ていけるのかと思っております。

そういう意味では、人材育成ということに関しましても、劇場、音楽堂の人材育成の中の専門的人材というところも、障害のある人への鑑賞支援や表現活動支援のノウハウのある人材がどれだけ全国にいращやるのかとか、そういった数字も実際分かるといいと思っております。

以上でございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。

では、鳥井委員、お願いいたします。

【鳥井委員】 予算の件ですが、この予算は全体的には民間団体等にも予算を配り、様々な活動をしていくと思うのですが、文化庁自身が主導されて何かをするということもある

かと思えます。

そうした点はここから見えないのですが、少し話が変わりますが、経済というか、ビジネスと文化の関係で言いますと、経済があって文化が生まれる。文化があって経済が生まれる。こういう循環が一番いいと思う。今までの日本の経済の一番弱いところは、経済と文化が分離して、関係ないというようになっている点です。それを過去で見ると、松下幸之助という人がいましたし、阪急東宝グループをつくった小林一三とか、アメリカでいうと、スティーブ・ジョブズとか、IT系の人でもすごく美を追求するところがあったと思うんですね。それが今の日本の経済人、経済界というのはそこが非常に抜けているという感じがしています。それに比べると、今、アメリカはMBAでも芸術の問題と文化の問題を論じたり、企業もそういう人材をどんどん採用している。その辺が、芸術と文化は金を消費するだけで稼がないと思われているけれども、例えば、実は未来予測をするのは、政治とか経済人よりは芸術家の方が、あるいは文化人の方ができるのではないかと。

そういう観点から捉えると、私がたまたま経済人なものですから、そういうことを言うのかもしれませんが、例えば経団連といった経済団体とか、あるいは経産省といったところに文化庁が自ら働き掛けてはどうでしょうか。単に芸術や文化を支援するというよりは、自らデザイン性とか、先ほどクリエイティブということをおっしゃいましたが、クリエイティブがあって、事業を推進していく。単に科学技術がすぐれているというだけでは、商品にならないのと同じです。そうした働きがあってもいいのかと。それは文化庁が自ら正式になさるといふ点で意義があると思えます。

以上です。

【河島部会長】 ありがとうございます。

では、村治委員。

【村治委員】 御説明ありがとうございます。使われている言葉も難しいとおっしゃっていた委員もいらっしゃいましたが、予算額とかそういう内容を見ても、ふだん自分が目にするものとか離れているところもあって、ただただスケールの大きさにびっくりしました。ですので、全体を通しての意見なり質問なりというのも少し難しいので、自分の体験に即したものから思い出をお話したいと思えます。

私はずっと表現者として活動しておりますので、その視点から見ると、2ポツの文化芸術立国に向けた文化芸術の創造とか発展と人材育成というあたりはとても興味がありますし、そのあたりにこれから力を入れて活動していただければいいと思えます。

もちろん表現者、芸術文化に携わる者を育成していくということも大事だと思うのですが、やはり観客及び鑑賞者側の審美眼を持った人たちを育てていくということも大事かと思っています。そして育てていくということでは、小さなうちから良いものを見ていけば、自然と育てようと思わなくても育つ部分があると思えます。そういう創造性豊かな子供の育成という言葉もこの中にもありましたので、育成を促す意味で、とにかく芸術文化に触れる機会をより一層増やしていく、これはすごく大事なことかと思えます。

高校生のときに1年ごとに歌舞伎や浄瑠璃を見ることができて、それは多分、文化庁さんの国語科鑑賞の取組だったと思うのですが、本当にそれが私にとっては大事なもので、今年1月も国立劇場で歌舞伎を見たのですが、20年前にこれを鑑賞できていたんだなと思出し、早いうちに見られて本当によかったなと今思っています。ただ、1年に1回とい

うのよりも、やはりもっと増やしていただきたいと思うので、ここは文化芸術立国を創るという意味では、その機会を大胆に増やしていくという動きがあってもいいと期待しております。ありがとうございました。

【河島部会長】 ありがとうございました。

それでは、赤坂委員

【赤坂委員】 先ほど山出委員が、この予算書について先祖返りしているみたいだと言われたのですが、僕も同じような感想を持ちました。予算書の中で日本博という言葉が出ているということも大きいと思うのですが、日本とか日本文化とかといった言葉がものすごく前面に出てきているという気がとても強くいたしました。

例えば、文化発信を支える基盤の整備・充実というところで、予算がどのように配分されているのかを見ると、国立文化施設の機能強化、国立文化施設の整備。恐らくこれは日本というものを大きく押し出していくときのよりどころがこれなのだろうと思いますが、僕ははっきり言いますと、民俗学者として、日本文化というのは、地域的な多様性というものを大事にしてきたから、これだけ生き生きとした文化の厚みを持って現在まで伝えられてきたんだと思っています。

ところが、例えば、こちらの今度資料1-2の裏側ですが、目標というものが16挙げられていて、それを丁寧にこちらの予算書に対応させていただいているので見えてしまったのですが、例えば、11番、文化芸術による共生社会の実現ということに対しての予算付けが、こちらの数字でないんですね。やはりそういうのはとても意地悪い形ではありますが、丁寧に対応させると見えてしまうものがあります。地域というものがどのようにこの予算書に表現されているのかということも見ましたが、地域のミュージアムではなくて、国立の施設というところに大きな予算が上げられていて、でも、評価指標の方では、地域文化の、と出てきている。この矛盾のようなことというのを、きちんと捉え返さないといけないのではないか。

そのときに、最後に3行出ていますよね。その一つ目が、2020年以降へのレガシー創出に特に資する文化プログラム関係経費75億円、実は昨年までの議論の中で、我々一生懸命この話をしていたんですよ。つまり、国立とかそういうことではなくて、日本の文化を支える多様性とか地域性、そこに人材育成とか様々な支援をしていかないと支え切れないという意味でこの議論をしていたのですが、この75億円がその他雑費に見えてしまって、本当は、例えば、4番の文化発信を支える基盤の整備・充実の中にきちんと組み込まれて表現されていれば納得できるのですが、どうして外に追い出されちゃっているのか。

その説明はもちろん何もなかったかと思いますが、実はそんなに考えていなかったのですが、今日配った資料の中で、福島県博が中心となってやっているライフミュージアムネットワークというプロジェクト、これは文化庁のミュージアムに対する支援の大きな予算を頂いてやっているのですが、その中では僕らはというか、震災の後に被災地で感じたことといったことを背景にしながら、今、ミュージアムの現場が一番取り組まなくてはいけないのは、ライフ、命とか暮らしということをミュージアムの現場からどのように引き受けて、それを表現し、発信していくことができるのかということだと思っています。例えば、水俣であるとか、広島であるとか、ハンセン病の施設であるとか、そういうところと

我々がどのようにつながっていくことができるのかといったことを一生懸命やろうとしています。

ですから、文化庁はそういう事業に対してもきちんとフォローしてくれているということは、僕は分かっているわけですが、表現されたものの中から実はそういうものが消えて、沈められてしまっている。何か日本というものがわーっと浮かび上がってきて、少しそういう空気感を山出委員が感じられたように僕も感じました。言いたいことを言いました。

【河島部会長】 では、今、予算書の最後の三つのところというのは、これ、私もどこに位置付けられているのかと疑問に思っていたので、御説明いただけますか。

【山田企画調整官】 今、御質問いただきました、地方向けですとか、それから、多分、分野にまたがらない、まさに今生まれているクリエイティブなものというところは、恐らくそれぞれ見出しには載っていないけれども、含まれているところなのかと、今、お話をお伺いして思いました。特に文化庁の予算というのは、当然ながら、現場がある話ですので、地方公共団体ですとか、芸術団体の方々、あるいは個人の方々も含めて、そういう現場に向けての基本的な予算でございますので、そういう意味では、言葉として地域や地方とかが出ていないものに関しても、基本的に行き先という意味では、全てそういったところに向けての支援のメニューになっていると認識してございます。

【河島部会長】 これ、合計で100億円以上、この三つを合わせますと結構な金額なのですが、どれかの説明ではなくて、上まで1, 2, 3, 4と来て、いわばその他といえますか、そういう位置付けでよろしいのですか。

では、三輪さん。

【三輪新文化芸術創造活動推進室長】 失礼します。1点補足しますと、今御覧いただいています資料1-1の4ページ最後に米印記載のある、例えば、2020年以降へのレガシー創出に特に資する文化プログラム関係経費といえますのは、この上に書いてある合計1,167億円の内数でございます。1ページから4ページにずらっと書いてある施策の中で、当然、文化プログラムの推進に特に資する予算というのが内部的にあるわけですが、それをピックアップして足し合わせると75億円になるという意味で、外に75億円があるという意味ではございません。資料上、とても分かりにくい書き方で申し訳ないのですが。

【河島部会長】 分かりました。どうもありがとうございました。

申し訳ありません。私がいろいろと口を挟んだせいで、結構時間を食ってしまいました。

【名越委員】 すみません、私の質問にはまだお答えいただけてないのですが。

【河島部会長】 そうですね。失礼しました。高橋国語課長、いらっしゃいましたので、その点を、外国人向けの日本語のところです。

【名越委員】 予算の具体的な中身についてですね。

【高橋国語課長】 資料1-1の4ページの下の方になりますが、4の文化発信を支える基盤の整備・充実の(3)、ここに生活者としての外国人に対する日本語教育の充実等という段がございまして、そこに二つの丸がございまして、ここが日本語教育の充実関係の予算案ということで、今、御質問いただいた部分でございます。説明申し上げたいと思います。

まず、一つ目の丸でございます。地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業というのですが、こちらは、都道府県と政令指定都市が自分たちの県の域内、市の域内において行う日本語教育の体制を整備する取組に対して国が支援をする、助成をしていくような

仕組みとして、新たに設ける予定の事業でございます。これまで文化庁国語課におきましては、それぞれの地域で、一つ一つの日本語教室に対する助成などを行ってきたところでございますが、昨今の在住外国人の方の急激な増加ということ踏まえまして、点に対する支援ではなかなか行き届かないため、都道府県と政令市を間に挟むことによって、面に対する支援にすることで、地域で日本語を学びたいという外国人の方々に対して日本語教育が行き届くような、そういう体制づくりを都道府県、政令市を通じて行っていく仕組みでございます。

それに当たりまして、この文章の中で申しますと、「地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し」となっておりますが、地域の日本語教育を進めていくに当たりましては、地方公共団体が日本語教室を作るだけではなくて、地域のコミュニティーや企業の方々の有機的な連携が必要だろうということで、「関係機関」、いわゆる地元の自治会、県や市に公益法人などで国際交流協会という組織がございますが、そういった国際交流を実施する団体、それから、外国の方が働いている企業、日本語学校、大学で日本語教育に関わられている先生方との連携を行いながら、地方公共団体がそれぞれの域内で外国の方々の日本語学習機会を積極的に確保していくという取組を推進するものでございます。

それから、二つ目の丸です。今、日本に在留する外国人の方、約 260 万人いらっしゃいます。これは日本の総人口に占める割合としては約 1.9%ということでございますが、それぞれの自治体レベルでまた考えていったときに、それぞれの自治体の人口に占める、市区長村にいらっしゃる外国人の方の割合が日本の平均の 1.9%を超えているにもかかわらず、まだ日本語教室などが整備されていない。自治体がございます。これをこの事業では空白地域と呼んでおりまして、その空白地域において日本語教室を特に開設をしていきたいと希望される自治体さんに手を挙げていただいて、そこに国としてアドバイザーを派遣して、二、三年かけて日本語教室を立ち上げていただく事業でございます。これは日本語教室がまだ開設されていない地域におきましては、財政的な理由から開設がしづらいということもありますが、もう一つ、ノウハウがないので開設しづらいということがございますので、ノウハウの提供をしていく、そういうタイプの事業でございます。

それから、この空白地域の事業の中に、もう一つサブメニューとしてインターネット等を活用した日本語学習教材の開発というものが入っております。これは空白地域といえますのは、大都市部というよりは、いわゆる山間部などがどうしても多うございます。そうすると、日本語教室を作ったとしても、山間部などで外国の方々が散在されている、そういった場合には、なかなか集まるのも難しいということで、インターネットを活用した ICT 教材の開発を行うための予算を計上しております。

【名越委員】 すみません、課長、私が質問したのは、新規の 5.0 億円のところだけなので、今の説明は結構です。私がこの質問を最初にさせていただいたのは、PDCA サイクルに乗っけるという話があったので、この質問をさせていただきました。ほかの先生方がその後いろいろ質問されたので、もう私が言うべきことはほとんど解消されているので、早く終わりますが、何が言いたかったかという、5.0 億円のやつが新規でより具体性が示されないと、PDCA サイクルに乗っけたときに、評価のしようがないのではないということが、まず 1 点あります。特に新たに法整備をされて新規として出てくるもの、今回の新たな在留資格の創設に向けては法整備の方が先に来ているものですから、文化庁とし

でも、走りながら具体的なものを考えていきたいと思いますというのが、本音のところじゃないかと私は推察していますが、そういうものって実は今後も出てくるのではないかと思っていますのです。そうなった場合は、PDCA サイクルに適しているのかしらと思うのです。要は、そもそも具体的なものを示せないまま走りながら考えていこうというのは、これは国の予算の仕組み上、どうしても起こり得る話なので、それって向いているのかということをおもったので、最初にこの質問をさせていただきました。自分の疑問は先生方の質問で解消されました。ありがとうございます。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、議題の2の方に移ってもよろしいでしょうか。最近の文化行政の動向についての1番として、障害者文化芸術活動推進基本計画（案）について、御説明をお願いいたします。

【松坂参事官】 それでは、テレビ会議で、京都の方から御説明いたします。

資料2を御覧ください。1ページから25ページまであるのですが、あまり時間もないので、簡単に御説明いたします。

まず、資料の24ページ、昨年6月に国会で、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律ができて、これは第1回の政策部会でも簡単に御説明したところですが、障害者の方々の舞台芸術、それから、美術全般にわたって、鑑賞、創造、発表などの機会をしっかりと確保していくことが必要だという議員立法でございます。

6月に成立いたしましたので、この法律では、関係省庁による検討会をすること、また、計画の立案に当たっては障害者の方を含む有識者の御意見を聞くことという律上の規定もございまして、資料の25ページのスケジュールに沿って進めているところでございます。8月以降、関係省庁会議を1回と、それから、有識者の方々が集まっていただく会議を3回行いまして、さらに、この間にはワーキンググループを3回行いまして、資料の1ページ以降が現在の案ということでございます。今日お示ししているのは、12月18日の案でございます。12月18日の有識者会議でもいろいろ御議論いただいて、かなり修正はされておりますが、現時点でお示しできるのはこの12月18日の案となります。内容ですが、初めて文化庁と厚生労働省と一緒に作る計画ということでもございまして、これまでの経緯を「はじめに」のところにお書きいただいているところでございます。

それから、4ページには、基本的な方針を示しています。これは先ほど申し上げました法律に三つの視点というのが示されておまして、それぞれの視点に沿ってこの計画を作ったことを示すものでございます。幅広い促進を行っていくこと、また、芸術上価値が高い作品の創造に対する支援の充実を図ること、それから、地域における発表等の支援ということで、この三つの視点に従って計画を展開するということを明確にしています。

それから、具体的には、5ページ以降におきまして、法律上、11の観点から計画を作ることになっておますので、その11の計画それぞれにつきまして、具体的な施策を書いたものでございます。11の施策は、障害者の方々が鑑賞する機会をしっかりと確保していくこと、それから、障害者の方々が文化芸術活動を通じて創作をしていくという活動、それから、その作品を発表するというにつきまして、舞台芸術と美術、両面におきまして、できることについて展開しているものでございます。加えて、例えば、権利保護の関係ですとか、価値を、販売等するものにつきましては、しっかりと販売していきましょ

う、交流していきましょう、関係省庁の連携、そういう全般的なものでございます。初めて作る計画ということでございますので、この計画をしっかりと進めていきたいと思っています。

今後ですが、今のところ関係省庁と連絡を取っておりまして、来月早々にも関係省庁の会議で一応案を固め、パブリックコメントをさせていただいて、今年度中には策定したいと思っています。

以上です。

【河島部会長】 ありがとうございます。

本来ですと、ここで皆様の御質問を受けるべきところなのですが、少し時間管理の関係上、先に全部御説明、1から5まで頂きまして、その後、個別にこの点についてということで、御質問をお受けしようと思います。御協力よろしくお願ひいたします。

それでは、2番、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律に係る基本計画骨子(案)について、御説明をお願いいたします。

【内藤審議官】 審議官の内藤でございます。私からは、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律に係る基本計画の骨子の説明をさせていただきます。これはいわゆる祭典法と申しておりますが、昨年6月、さきの通常国会で成立いたしましたして、前回の政策部会で法律の概要については御説明したかと存じます。この法律では、政府がこの法律を実施していくための基本計画を定めることになっております。現在のところ、骨子までまとまりましたので、骨子について説明をさせていただきます。

この祭典法は、国際文化交流の振興を図る上で我が国が国際文化交流の場を提供することが重要であることに鑑みて、祭典の実施に関する施策を総合的、計画的に推進することを目指して作られたものでございまして、具体的な目的としては、国民生活、地域社会の向上、それから、文化芸術の発展、我が国の国際地位の向上というところがございます。

この法律は、文科省と外務省の共管になっておりますが、そのほかにも観光庁、農水省、経産省等関係省庁がございまして、こういった関係省庁と連携して、政府としての基本計画の策定を進めているところでございます。

それでは、骨子の御説明をさせていただきます。1ページ目、国際文化交流の祭典の実施に関する施策に関する基本的な方針について、まず、現状認識、(1)のところを書いてございますが、多様な祭典は実施されておりますが、国際的な評価を得ているものがあるが、全体としては、更なる取組が必要という現状認識でございます。

その次に、目的と基本的な理念が書いております。先ほどお話ししたようなところなのですが、国際相互理解の増進、それから、国際的に大きな影響力を有し、多数の来訪者が訪れるような祭典の実施、それから、地域住民の参加・協力が得られ、地域の特性が生かされるようにすること、青少年が文化芸術に接する機会を充実させること、国際観光、地域活性化という側面を法律に基づき書いているところでございます。

施策の方向性でございますが、後ほど御説明しますが、この法律制定後初の大型国家プロジェクトである日本博、これを契機として、国際文化交流の祭典が全国各地で継続的に開催されることが重要であること、それから、国際文化交流の祭典のためには、祭典そのものの魅力とともに、関係施策との有機的な連携など、総合的、計画的に取組をすること、このために、この基本計画では、体制整備、効果的情報発信、受入れ環境整備を3本の柱

として、この施策を総合的、計画的に推進するために必要な事項として、関係機関との連携、地方公共団体、民間団体に対する支援、情報の収集の三つの事項を掲げ、それぞれの観点から施策の方向性、関係施策を提示してございます。

2 ページ目を御覧いただきたいと思えます。では、具体的にこの関係施策の状況でございますが、まず、体制の整備として、継続的、安定的な実施に向けた人的体制の確保・養成ということで、高いスキルを有する文化芸術に関する専門的な人材の確保・育成というようなことを推進していくというような内容でございます。

次に、公演、展示等に関する施設等の確保についてでございますが、外国人観光客を含めた多くの人々の関心を喚起するとともに、芸術家の自由な発想に基づく展示、公演が可能となるよう、屋外・屋内を含めた公共空間、これを積極的に活用していくこと、また、博物館、美術館のユニークベニューとしての活用も推進していくというようなことを書いてございます。

この体制の整備の最後として、企画等に関する外部の専門的な助言の体制の整備について書かせていただいております。

3 ページ目を御覧いただきたいと思えます。効果的な情報発信ということで、1 点目、大規模祭典の国際的な評価の確立、向上、これについても日本博を契機にしたいと思っておりますが、海外広報の充実、インフルエンサーの活用なども書いてございます。

次に、大規模祭典を実施する者の海外関係者との交流・連携、国際交流の祭典の相互連携等といたしまして、国内外の文化人・芸術家の相互交流の推進、これが創造的な企画による祭典振興、連携に資するネットワークの構築につながっていくものと考えてございます。あわせて、全国各地で海外の芸術家を受け入れるなどの、海外との交流の促進を書いてございます。

4 ページ目、受入れ環境整備についてでございますが、海外の芸術家を円滑に受け入れることのできる体制の整備といたしまして、優れた芸術家の祭典への参加を促進するために、海外の芸術家が日本で行う芸術活動への支援、それから、海外の芸術家を円滑に受け入れる体制の整備を書いてございます。それから、大規模祭典への来訪者の利便性の向上、交通手段等についても書かせていただいております。

最後の項目といたしまして、この施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項として、関係機関、これは我が国以外の国や地域の政府機関との連携や民間団体との連携も含みますが、そういった連携と、それから、これは非常に重要な話でございますが、地方公共団体、民間団体等に対する支援、地方公共団体や民間の団体等が行う国際交流の祭典を支援していくとともに、文化芸術創造・発信拠点の形成支援、青少年の文化芸術活動に関する機会の増加、こういったものについての支援を進めてまいります。最後に、情報の収集等を書いてございます。

以上が検討中の基本計画の骨子(案)でございますが、この基本計画の本文については、現在、関係省庁と検討を進めてございます。今後、パブリックコメントを経て、今年度中の閣議決定を予定しているところでございます。

以上でございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。

それでは、次に、日本博について、お願いいたします。

【三輪新文化芸術創造活動推進室長】 失礼します。それでは、日本博につきまして、御説明いたします。

資料4、「日本博」について」という横長の資料を御覧ください。1ページ目の下から3行目に、「2018年：「ジャポニスム2018」」とございますが、先ほど生駒委員からも少し御紹介ありましたが、今年度、フランスのパリを中心に、いわゆる日本文化の一大博覧会であるジャポニスム2018という大型企画が年間を通じて開催されております。分かりやすく言いますと、これを2020年に今度は日本全国でより大規模にして展開しようというのが、日本博プロジェクトの骨子でございます。

現在、文化庁を中心にこれの具体化に向けて取り組んでいるところでございまして、2ページ目以降は、現状の検討状況に関する資料でございます。5ページを御覧いただきますと、横長の日本地図の資料があると思っておりますが、現状、日本人と自然、それから、縄文から現代という共通コンセプトの下、そこにありますような8ジャンルを設定しまして、これに具体的な企画をぶら下げていく予定です。ただ、もちろん複数の分野が連動するものや、ここにはないその他としか分類しようのないものも今後出てくるとは思っておりますが、いずれにしても、今、企画の具体化を、文化庁を中心に進めておるところでございます。

様々な捉え方があると思っておりますが、取り組み方によっては、本日、皆様から頂いた課題の幾つかに何らかの対応を講じることができるプロジェクトだと思っておりますので、しっかり取り組みたいと思っております。

最後に、24ページを御覧ください。スケジュールでございまして、一応、2020年でございますので、2020年3月にオープニングセレモニーを予定しております。そして、その1年前に当たります2019年3月に、つまり、あと2か月後ですが、国立劇場におきまして、旗揚げ式というものを予定しております。皆様にも御案内を差し上げたいと思っておりますので、御承知おきいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

【河島部会長】 ありがとうございます。

次に、文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインについて、よろしく願いいたします。

【根来文化戦略官】 文化部活動の在り方のガイドラインにつきまして、御説明させていただきます。

資料5でございます。まず、学校における部活動につきましては、大きく運動部と文化部と2種類ございますが、運動部につきましてはスポーツ庁、文化部につきましては文化庁の方で担当させていただいております。

昨年3月にスポーツ庁の方でまず運動部のガイドラインが取りまとまったところがございますが、更に文化庁といたしましても、文化部の特性に配慮しつつ、更なる議論を重ねたいと思ひまして、吹奏楽や合唱などの関係団体の皆様にも参加いただいた有識者会議におきまして議論を重ね、昨年12月末に取りまとめたところでございます。

具体的な内容といたしましては、1ページが一番下でございますが、まず、この部活動のガイドラインにつきましては、国公立全全ての学校に適用するというところでございます。

また、おめくりいただきまして、2ページが一番上でございますが、義務教育である中

学校段階の部活動を主な対象といたします。

また、高等学校段階の文化部活動につきましても原則として適用しつつ、ただ、留意点といたしましては、高等学校段階につきましても、心身の発達や進路に応じて多様な教育が行われている点に留意しながら適用することにしております。

また、小学校段階についても部活動のようなことが行われている学校も多くございますので、発達段階や教師の勤務負担軽減の観点を考え、休養日や活動時間を適切に設定するといったことも書いてございます。

また、内容といたしましては、例えば、活動時間でございますが、平日は2時間程度、学校の休業日である週末は3時間程度、あるいは休養日につきましても、週当たり2日以上設けるということにいたしまして、平日は1日、週末は1日以上設ける、そういったことを定めております。

このガイドラインにつきましても、中教審で議論いただいております学校における働き方改革ということで、教員の勤務負担の軽減と、また、生徒の心身のバランス、そういったことを目的に定めたものでございます。

以上でございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。

あともう一つの御報告の後、皆様の御質問等がありましたら、お願したいと思えます。少し5分か10分か延長になりそうで、大変申し訳ありませんが、御理解、よろしくお願いたします。御退席の都合のある方は、どうぞ行っていただいて結構です。

それでは、公立社会教育施設に関する中央教育審議会での議論について、御報告をお願いいたします。

【新免総合教育政策局地域学習推進課長補佐】 文部科学省の新免と申します。よろしくお願いたします。

資料6を御覧いただければと思えます。こちらが昨年の12月21日に中教審において大臣に手交されました答申でございます。人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策についての概要の御説明をさせていただきます。

2部構成になっておりまして、まず、第1部、1ページ目を御覧ください。今後の地域における社会教育の在り方としまして、「地域における社会教育の意義と果たすべき役割～「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～」といった形のコンセプトでまとめております。

続きまして、今後の社会教育の新たな方向性として、「開かれ、つながる社会教育の実現」ということで、住民の主体的な参加のためのきっかけづくりや、ネットワーク型行政の実質化、また、地域の学びと活動を活性化する人材の活躍という形でまとめてございます。

具体的な方策につきましても、お時間の関係もございまして、こちらの資料の下の方、お手すきのときに御覧いただければと思えます。

続きまして、第2部、裏面を御覧いただければと思えます。今後の社会教育施設の在り方でございます。現在、公立社会教育施設は、教育委員会が所管しており、地域の学習拠点等の役割を担っております。今後の社会教育施設に求められる役割として、例えば、博物館につきましても、学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施に加えまし

て、観光振興や国際交流の拠点としての役割も、求められるものであるとしてまとめてございます。

こうした中、公立社会教育施設の所管について、地方公共団体から首長部局での所管も可としてほしい旨の提案がございました。この提案について中央教育審議会で御審議いただき、矢印以降の部分、生涯学習社会の実現に向けた横断的・総合的な教育行政の展開に向け、社会教育に関する事務については、今後も教育委員会の所管を基本とすべき。一方、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断された場合には、地方公共団体の判断により、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべきとしているところでございます。

詳細についてはこのページの真ん中以降を御覧いただければと思いますが、こちらにつきまして、所要の法改正に向けて現在準備を進めているところでございます。

以上でございます。

【河島部会長】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様、今、幾つか御説明があったことにつきまして、どちらの事項に関してでも結構ですから、御質問等ありますでしょうか。

まず、日比野委員、次に松田委員。

【日比野委員】 例えば、部活の話で、体育会系の部活があって、それがすごく問題になって、文化系のクラブもそれに合わせて何かガイドラインを作りましょうかということになっていて、強制はしない、自由参加だといいいながらも、校長先生はちゃんと計画を立てている、毎月報告しなさいというようなことが書かれてありましたが、これもきっと今、途中で評価のための活動、評価を気にしての活動ということになりがちのような気がして、本来の芸術文化の役割とか、果たすべきものというものが、例えば、国の組織の中で、文科省以外にいろいろ経産省、経済、政治、外交など様々あるかと思うのですが、それと同じように、文科省が行っていることが、世の中に今できつつある様々な評価とかということのと少し合わないのではないかなと、いろいろ見ていて思いました。

先ほど本郷委員の方からありましたが、例えば、学校の授業の中で、英国数社、そして、美術、図工があるのですが、学校の中での評価もやはり大変で、図工というのは、ほかの答えがあって、みんながドリルをして一つずつ評価があって、100点法で評価できるというのが励みになるというものとはやはり全く違うものだと思います。なので、今、我々が大人の世界で5教科とか、図工とかと同じようなまた産みの苦しみというか、あるのではないかという気がしますので、やはり芸術文化というものは、当然、国にとって必要なものであるけれど、それ以前に人にとっても不可欠な、感動とか感情とかを持っている人間ならではのものであってという、全てのものの底辺に、根底に、基盤にあるものというものをどう推進して、そしてまたそれを目標立てて評価するかは、独自のやり方を開発、発明しなくてはいけないのかとも思いました。

【河島部会長】 ありがとうございました。

先に松田委員、次の御質問どうぞ。

【松田委員】 日本博について質問させてください。日本博は昨年末に割と大々的に報道され、様々な観点から「おっ」と思った方も少なくないと思います。日本博の資料の 5

ページにテーマが出ていますが、この下から2番目に、「共生社会・多文化共生」というテーマが挙がっています。「多文化共生」という言葉を見たときに、私は個人的に「おっ」と思いました。と申しますのも、基本計画を策定する過程で、少なからぬ委員の先生方は「多文化共生」という言葉を入れ込みたかったのですが、いろいろな理由があって、入れ込めなかった。「社会包摂」あるいは「共生社会」までなら大丈夫ということだったのですが、「多文化共生」は入れ込めませんでした。「多文化共生」というのは、生活者として日本に住む外国人の方々の文化も考えましようという話だと思うのですが、それが今回日本博にはちゃんと入るのかと思って期待して見たところ、9ページの「共生社会・多文化共生」のところに、障害のある方々との共生を考えるという企画案が挙がっていて、これは「共生社会」を体現する非常にふさわしい企画だと思いました。しかし、生活者として日本に住む外国人の方々の文化を体現する「多文化共生」の企画案は出ていないような印象を受けたのですが、ここら辺は何か議論がありますでしょうか。

【河島部会長】 よろしくお願ひします。

【三輪新文化芸術創造活動推進室長】 御質問ありがとうございます。若干、ある意味でお答えになっていないかもしれないのですが、資料4の5ページの多文化共生のワーディングに関しましては、正直申し上げると、あくまで会議資料を作る段階で採用させていただいておまして、いわゆる計画にそういう表現を盛り込むべきかといった、そのレベルの詰めの議論は、やっております。

イメージとしては、まさに御指摘のような、言い換えるなら、国際文化交流というニュアンスで表現できるファクターのほかに、例えば、琉球（りゅうきゅう）文化とかアイヌ文化といったものも含めて広く捉えていくイメージでございます。

9ページの方の資料にまだありませんのは、すみません、まだ企画案が追いついていないだけで、これだけやるという意味では全くございません。

【松田委員】 できれば、インバウンドの観光客向けだけではなく、生活者として日本に住む外国人の方々の文化も考慮してほしいと、個人的には思っております。

【河島部会長】 先ほどの部活の方は、御意見を賜ったということでよろしいですか。何か御返答もあれば。

【日比野委員】 別に大丈夫です。

【河島部会長】 文化庁の方もよろしいですか。

【根来文化戦略官】 しっかり受け止めて、先生がおっしゃるように、まずは入り口のところで強制がないと明確に書いた上で、その上で自ら入った場合でも、それが長時間になることで、ほかの部活動以外の活動ができなくなるということ自体を防ぐという意味で、校長先生に活動計画とかをホームページで発表させるという、そういったものになっておまして、先生の御指摘、おっしゃるとおり、評価ありきのものではないということとは十分にこれからも留意したいと思います。ありがとうございます。

【河島部会長】 時間の超過を許していただきまして、どうもありがとうございました。大変長くなりましたが、本日が今期最後の部会となりますので、村田次長より一言御挨拶を頂きます。

【村田次長】 失礼します。次長の村田でございます。今期最後の部会ということで、

一言、御礼の御挨拶をさせていただきます。

委員の先生方には、今期中、大変御熱心な御審議を頂きまして、誠にありがとうございます。

振り返りますと、この部会、一昨年は文化芸術基本法、それから、昨年は3月には、本日も御議論いただいた基本計画の策定、それから、6月には文化庁の機能強化に係る設置法の改正をはじめ、文化財保護法、著作権法と三つの法律改正がございました。そして、昨年10月には新しい文化庁がスタートしたということでございます。こうした文化行政に係る大きな改革ということが進みましたが、先生方から大変熱心なアドバイスも頂き、御理解、御支援があったからということで、深く感謝をしているところでございます。

ただ、一方では、制度ができた、器ができたということだけでなく、問題はやはり中身をどう充実させるかと。それは今日フォローアップ、あるいは評価の在り方でもアドバイスを頂きました。共通してやはり数字に表れない文化の力、文化というものをどう評価していくのか。そして、評価の観点で言えば、評価のための評価にならない。文化庁の職員のこと御配慮いただいて、メリハリをつけた形で評価ができるようにということ、これも大切な観点かと思えます。

いずれにいたしましても、これからそうした期待に応えるべく、我々としても一生懸命取り組んでまいりたいと思っておりますし、是非委員の先生方には引き続き様々な形で御指導いただければと思っております。

重ねまして、任期中の御指導に対しまして心から御礼申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【河島部会長】 ありがとうございました。

それでは、第16期文化政策部会はこれで終了したいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

— 了 —